

第1期 「NEXs Tokyo」 中堅・中小企業向けスタートアップ連携支援プログラム 募集要項

令和7年 7月15日
NEXs Tokyo 運営事務局

1 プログラムの目的

国内のスタートアップ企業には、更なる事業拡大や全国・世界に展開の可能性があるものの、事業・ビジネスを拡大・展開するきっかけが少ないことが課題として挙げられています。

このような背景を踏まえ、東京都が主催する「NEXs Tokyo Project /Nexus Ecosystem Xs Tokyo Project（ネクス・トウキョウ プロジェクト、総称：ネクサス エコシステム クロス トウキョウ プロジェクト）」（以下「本事業」という）では、優れた事業や高い視座・意欲を持ち、一定の規模に留まらない事業展開・事業成長を志向するスタートアップに対し、更なる成長に必要な支援を提供します。

中堅・中小企業の抱える経営課題をスタートアップのソリューションによって解決し、中堅・中小企業及びスタートアップ双方の成長につなげることを目的に実施する、中堅・中小企業向けスタートアップ連携支援プログラム（以下「本プログラム」という）では、一定の要件を満たす採択企業（以下「プログラム受講生」という）に対し、スタートアップのソリューションの購入・導入にあたって必要な支援を提供します。

2 応募資格

本プログラムの受講対象者は、以下の要件を全て満たすスタートアップとの協業に意欲的である中堅・中小企業とします。

- (1) 「中小企業基本法」に規定する中小企業者または「産業競争力強化法」に規定する中堅企業者であること。
- (2) 経営課題を抱えており、その課題解決のためにスタートアップとの協業という選択肢を有していること。
- (3) 本プログラムを通じて、令和8年2月下旬までの期間において、経営課題等の解決のためにスタートアップのソリューションの購入・導入をする意思があること。
- (4) スタートアップのソリューション購入・導入の意思決定の可能な人物が受講できること。
- (5) 応募者及び所属企業が、「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、公的支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。
- (6) 応募者及び所属企業が、過去に国・都道府県・区市町村・公社等が実施する助成事業に関して、不正等の事故を起こしていないこと。

- (7) 応募者及び所属企業が、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的支援の助成先として適切でないと判断される業態を営むものではないこと。

3 応募期間

令和7年7月15日（火）から 令和7年8月15日（金）まで

4 応募方法

以下の応募フォームより、必要事項を記入して提出してください。

応募フォーム：<https://forms.office.com/e/K8xyuLCrU1>

5 審査スケジュール

令和7年8月15日	応募締切
令和7年8月中旬（予定）	一次審査（※1）
令和7年9月上旬（予定）	二次審査（※2）
令和7年9月下旬（予定）	審査結果通知

※1：一次審査は書面を中心に実施します。

※2：二次審査は面談（WEB会議含む）での実施を予定しております。原則代表者が出席してください。

6 プログラムスケジュール

令和7年10月上旬（予定）	プログラム開始（キックオフイベント）
令和7年10月上旬（予定）から 令和8年2月下旬（予定）まで	プログラム受講
令和8年3月（予定）	成果報告会

7 プログラム概要

本プログラムの各コース受講者には、以下のプログラム内容を提供します。

- （ア）担当メンターによる1か月に2回程度の個別メンタリングの実施
- （イ）専門講師による講座の提供（プログラム期間中の5日程・計10時間程度）
- （ウ）講座の例として、「自社課題の明確化、スタートアップとの協業の意義、スタートアップのソリューション購入・導入の具体的な手法、将来的なオープンイノベーションを目指す方法」などを提供
- （エ）各社ニーズに応じたスタートアップとのマッチング会、および個別マッチングの実施（約10社程度）

8 留意事項

- (1) 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので予めご了承ください。
 - (ア) 応募内容に不備がある場合
 - (イ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都及び運営受託者に対して虚偽の申告を行った場合
- (2) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、都及び運営受託者又は外部審査委員（以下、「都及び運営受託者等」という。）にて本プログラム実施にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。個人情報を事前の承認なく都及び運営受託者以外の第三者に提供することはありません。審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。
- (3) プログラムの受講に不適切であると都が判断した場合には、プログラムの受講を途中で辞退していただく場合がありますのでご注意ください。
- (4) プログラム受講生の審査及び選定は都が判断し、決定します。また、プログラム受講生の選定に当たり、外部の審査委員が選定に当たる場合があります。
- (5) プログラム受講生の審査、選定及び承認に関して、都及び運営受託者等がプログラム受講生の事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。
- (6) スタートアップのソリューション購入・導入に際しての費用補助、助成等の支援はありません。
- (7) NEXs Tokyo 現地開催を予定している初回の講座 No.1、および No.4 に係る交通費は自己負担とすること。

9 問い合わせ先（運営受託者）

本公募に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

NEXs Tokyo 運営事務局

メール nexs-tokyo@tohmatu.co.jp

以上